

ドライバーのみなさん



**注 意**

運転席・助手席の窓ガラスにカーテン

**道路交通法違反です!**

サンシェード，センターコンソール等に  
棚やテレビ等を取り付けて走行すると



視野を妨げる状態でカーテンやサンシェード  
を取り付けたり，センターコンソールに棚や  
テレビ等を取り付けて走行した場合には、  
道路交通法違反となり、反則切符の告知  
対象となります。

(乗車又は積載の方法) 道路交通法第55条第2項  
車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作  
を妨げ、後車鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該  
車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を  
確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載して車  
両を運転してはならない。

**反則金 (普通車) 6千円**  
**(中型・大型) 7千円**

**違反点数 1点**

運転席・助手席窓ガラスにカーテンやサンシェード等を取り付けたま  
ま走行すると視野が妨げられ安全確認が不十分となり、思わぬ交通事故  
につながりますので、何も取り付けないで、安全確認をしっかりと交  
通事故のないよう安全運転をお願いします。

広島県警察